

# 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの管理形態について

## 1 管理形態について

令和3年度の開館から令和4年度末までは県直営（一部業務委託）とし、令和5年度から下表①から④を対象に、指定管理者制度を導入するものです。

R5年度～	事業区分	主な業務内容	[参考] R3～4年度
指定管理	① 管理運営事業	施設管理・運営	県直営
	② ガイダンス事業	展示解説、世界遺産概要紹介	業務委託
	③ 展示・情報発信事業	常設展示、企画展示、学術情報等発信	
	④ 体験・学習事業	体験教室・講座の開催	
※ 県直営 (教育委員会)	⑤ 収蔵・保存管理事業	柳之御所遺跡出土資料の収蔵・保存	県直営 (教育委員会)
	⑥ 調査研究・情報集積事業	発掘調査、共同研究・学術情報集積	

※ 柳之御所遺跡の発掘調査関連業務は、平泉の文化遺産の拡張登録に向けて、県が直営で実施してきたものであり、今後も国庫補助事業を活用し、文化庁の指導を受けながら県直営で実施するものです。

## 2 指定管理と柳之御所遺跡発掘調査関連業務（県直営）について

役割分担は概ね次のとおりであり、今回の募集は「指定管理業務（施設の管理運営・学芸業務）」となります。

# 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター

### 指定管理業務 (施設の管理運営・学芸業務)

- ・施設等の維持管理及び修繕
- ・常設展示の管理運営
- ・企画展示
- ・施設の利用許可
- ・利用促進 等 ※

### 柳之御所遺跡発掘調査関連業務 (県が行う調査研究業務)

県職員等が駐在予定です。

- ・柳之御所遺跡出土資料の収蔵・保存
- ・発掘調査、共同研究
- ・学術情報集積

※ 指定管理者が行う業務の範囲については、「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター管理運営業務仕様書P3」に記載しています。

### 3 柳之御所遺跡発掘調査関連業務について

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターには、柳之御所遺跡発掘調査関連業務として県職員等が令和3年度に引き続き駐在する予定です。

#### (1) 経費について

施設内で実施する柳之御所遺跡発掘調査関連業務に関する光熱水費、電話料及び一般廃棄物処分料については、年間の額を指定管理料に盛り込んでいるため、指定管理者が県に代わり一括して電力会社等に支払いをしてください。(それ以外の経費については、県教育委員会が負担します。)

#### (2) 出土品について

施設内の出土品については、県の所有品となりますので、展示室にある出土品の取扱いについては、県教育委員会の指示に従ってください。

#### (3) 温湿度管理について

収蔵庫の温湿度管理については、原則、県教育委員会が行います。

### 4 その他

県がガイダンスセンターを使用する場合並びに岩手大学が平泉文化の調査研究のためにガイダンスセンターを使用する場合の光熱水費については、年間の額を指定管理料に盛り込んでいるため、指定管理者が県に代わり一括して電力会社等に支払いをしていただきます。

なお、ガイダンスセンターの使用日時については、指定管理が相手方と調整の上、決定してください。

<県がガイダンスセンターを使用する例>

- 世界遺産平泉保存活用推進実行委員会等、県が事務局となっている委員会の開催

<岩手大学が平泉文化の調査研究のためにガイダンスセンターを使用する例>

- 県と岩手大学との共同研究に基づく共同研究の実施（打合せや研究活動の実施）
- 平泉文化セミナーの開催
- 記念講演会や普及啓発活動の開催